

特定非営利活動法人カラザ 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年3月1日～2025年2月28日までの2年間

2. 内容

目標1：2023年6月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2023年3月～ 所定外労働の現状を把握する
- 2023年6月～ ノー残業デーの実施

目標2：子の看護休暇、介護休暇を無給から有給にする。子の看護休暇においては子ども1人につき、疾病ごとに5日まで有給とする。

<対策>

- 2024年1月～ 子の看護や介護での年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2024年2月～ 子供に多い疾病等について把握、就業規則の改訂
- 2024年4月～ 子の看護休暇・介護休暇有給制度実施